

新型コロナウイルス感染症対策に係る 東京都の取組

－ 未曾有の感染を乗り越えて －

令和3(2021)年10月21日改訂版

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

本資料は、令和3年6月8日に公表した資料から、同年9月30日の緊急事態宣言の解除を受け、時点の更新を行ったものです。

各種データは、別に表記がある場合を除き、同年10月8日時点の内容を記載しています。

「予算上の対応状況」については、同年10月13日（議決日）の補正予算まで反映しています。

はじめに

- 世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症との厳しい闘いはおよそ2年に渡り、東京・日本においても、この間、幾度となく感染の波が発生しました。
- 中でも、第5波においては、感染力が極めて強い変異株（デルタ株）の広がりにより、災害レベルとも言える爆発的な感染拡大にも直面しました。都はこの状況を「医療非常事態」と位置付け、都民の命と健康を守るためのあらゆる対策を講じ、総力戦でこの波を乗り越えてきました。
- この資料は、東京における新型コロナウイルス感染症のこれまでの発生状況と、未知の感染症に対し都がいかなる対策を講じてきたのかを整理し、これまで積み重ねた知見や経験を、今後、新たな感染の波が生じた場合への対策に活かしていく観点から、とりまとめたものです。
- 闘いの最前線に立ち続ける医療従事者の方々や、都民・事業者の皆さんの協力の下、国や区市町村、近隣自治体とも連携しながら、新型コロナウイルスの終息に向けて対策を講じてまいります。

目次

都の新型コロナウイルス感染症対策の基本スタンス 3

都内陽性者数の推移と都の対策のステージ 4

■ 第1期から終息に向けた主な対策 6

都における対策の概要 12

区市町村、保健所、医療機関等と連携した感染拡大防止の取組

○ 東京 iC D C を核とした感染症対策 13

○ 東京 iC D C の専門的知見を都の対策へ活用 14

○ 相談・検査体制の拡充 16

○ 検査の戦略的展開 17

○ 医療提供体制等の確保 18

○ 調整本部による広域的な入院・入所調整 19

○ 酸素・医療提供ステーションの設置 20

○ 抗体カクテル療法の活用促進 21

○ 新型コロナワクチン接種の推進 22

○ 保健所機能の強化 24

都民・事業者の生活と事業活動を支えるためのセーフティネットの強化

○ 様々な影響を受けた人への
支援・セーフティネットの強化 25

○ 子供の安全安心の確保と学びを止めない取組を展開 26

○ 事業者等に対する多面的な支援の展開 27

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るための対策

○ 事業者と協力・連携した感染拡大防止の推進 29

○ 経済活動の再開に備えた取組 30

○ 緊急事態措置等に係る都の取組 31

○ 「リバウンド防止措置」として、感染リスクの高い
夜間人流に留意しつつ、実効性ある対策を段階的に実施 32

○ 都民等への要請・都立施設の対応等 35

○ 事業所・飲食店等の感染対策の徹底
(コロナ対策リーダー等) 37

○ 飲食店等への「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト 38

○ 人流の抑制に向けたテレワークの推進 39

○ 人流の抑制に資する様々な取組を展開 40

都民等に向けた広報、情報発信 42

1都3県(東京・埼玉・千葉・神奈川)による共同の取組 44

東京2020大会における新型コロナ対策 45

世界各国と日本・東京の感染状況の比較 48

付属資料 49

※ 新型コロナ関連の相談・問い合わせ先一覧 65

※ 新型コロナ関連の主なデータ掲載ウェブサイト 67

予算上の対応状況 68

感染防止対策の状況

東京都感染拡大防止ガイドラインに基づく現地確認の実施

- ◆「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を作成し、感染防止対策を実施している事業者向けに、「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行
都職員がステッカー掲示店舗を訪問し、感染防止策が実際に講じられているかの確認を実施

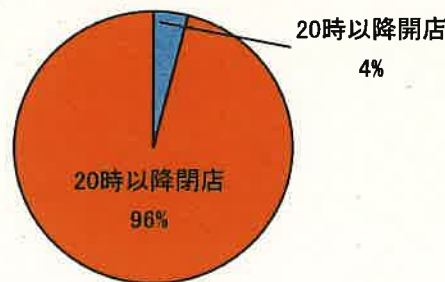


●：訪問先

- 実施期間
令和2年8月18日～
- 現地確認実施件数
17,710件 (R3.4.9時点)
- 現地確認実施エリア
219箇所

緊急事態措置等に伴う飲食店等の時短要請等協力状況

- ◆都職員による緊急事態措置等に伴う呼びかけを実施
 - 実施期間
令和3年4月25日から8月20日まで
- ◆飲食店等の20時までの時短要請等協力状況



- 確認期間
R3.7/12～R3.9/30
- 確認対象エリア
都内各駅近郊の飲食店等
- 時短要請等への協力状況
 - ・確認店舗数
277,102件 (延べ数)
 - ・時短要請協力店舗数
(20時以降閉店している店舗数)
265,350件 (延べ数)
- >約96%の飲食店等が20時までの営業時間短縮等に協力**

特措法に基づく命令等の手続

(個別) 要請 2,067店舗 命令 192店舗

※次の期間中の手続の累計

緊急事態措置：令和3年1月8日～3月21日、令和3年4月25日～6月20日、令和3年7月12日～9月30日
まん延防止等重点措置：令和3年6月21日～7月11日

- ・度重なる営業時間の短縮等の要請に応じない店舗に対し、個別要請を実施
- ・個別要請に応じず営業を続けている店舗のうち、営業を継続し客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めていることに加え、緊急事態措置等に応じることなく公然と営業するなど、他の飲食店等の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある店舗を対象として命令を実施



緊急事態措置：第45条第2項
まん延防止等重点措置：第31条の6第1項

緊急事態措置：第45条第3項
まん延防止等重点措置：第31条の6第3項

緊急事態措置：第79条
まん延防止等重点措置：第80条第1号